

令和元年度（2019年度）第5回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2019年10月1日（火）午後2時開会

場 所：北海道第二水産ビル3階3S会議室

## 1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第5回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、11名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

## 2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは会議に先立ち、環境計画担当課長の竹花よりご挨拶を申し上げます。

○竹花環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹花でございます。開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、ご多忙のところ、審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

前回の9月の審議会におきましては、えりも町風力発電事業の計画段階環境配慮書について答申案のご審議をいただいたところでございますけれども、審議会の後、答申をいただき、9月20日付で事業者に対して知事意見を述べたところです。

委員の皆様には、熱心にご審議、ご協力いただきましたことに改めまして感謝を申し上げます。

本日予定の議事は、ご案内のとおり、檜山エリア洋上風力発電事業及び石狩湾沖洋上風力発電事業の計画段階環境配慮書の2件になってございます。

洋上風力につきましては、昨年、再生可能エネルギー発電設備の海域利用を促進するための新法、いわゆる再エネ海域利用法が制定されまして、本年4月に施行されたところであり、道内におきましてもその動きが出始めているところです。

委員の皆様には引き続きご負担をおかけすることになりますけれども、今後とも、慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

## ◎連絡事項

○事務局（武田主幹） それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1から資料1-2、資料2-1から資料2-2、それから、補足資料が最後についております。

配付漏れ等ございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、2件です。

議事（1）は、1回目の審議となります（仮称）檜山エリア洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

議事（2）は、これも1回目の審議となります（仮称）北海道石狩湾沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は山下会長にお願いいたします。

### 3. 議 事

○山下会長 それでは、よろしく申し上げます。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、秋元委員と三谷委員を指名します。

よろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事（1）ですが、本日1回目の審議となります（仮称）檜山エリア洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（武田主幹） 本件の担当は別の者ですが、本日は、私、武田が担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、案件の説明に入る前に、お手元の補足資料について簡単に説明させていただきます。

本日の2案件は、一般海域に風力発電機を設置する計画ですが、その背景として、先ほどの課長挨拶にもありました、通称、再エネ海域利用法が平成30年12月に制定されたということがあります。

法の趣旨は、1枚目の背景・必要性の欄の三つ目の丸にありますように、海域における再生可能エネルギー発電施設の整備を促進するため、一般海域を長期にわたって占有する統一的ルールをつくらうとするものです。

具体的には、この下の欄にある法案の概要をごらんください。

なお、これは法律が成立する前の資料であり、現在、法律は成立しております。

概要を見ますと、まず、①として、政府が基本方針を策定します。②として、それに基づき、経産大臣及び国交大臣が環境大臣等との協議や該当区域ごとに設置される地元の協議会の意見を聞いた上で促進区域を定めます。③として、この促進区域においては、事業者が占有計画を提出し、④として、公募によって最適な事業者が選ばれます。⑤として、

選ばれた事業者は、経産大臣によって発電事業の認可を得ます。⑥として、国交大臣により、最大30年の海域の占有の許可を得ます。

めぐりまして、裏面をごらんください。

こちらは、促進区域の指定のプロセスについてですが、ちょっと細かくなるので、今回の説明では割愛いたします。

2枚目をごらんください。

こちらは、7月30日付の経済産業省のプレスリリースです。

新聞などでも報道されたので、ごらんになった方もいらっしゃるかもしれませんが、一定の準備段階に進んでいる区域として11区域を挙げています。

めぐりまして、裏面をごらんください。

3ですが、11区域のうちの4区域を促進区域の指定に向けて準備を開始する有望な区域としています。

この四つの区域は、促進区域の指定に向け、今後、地元協議会の設置など、動き始めるということです。

ごらんとおり、北海道の海域の名前がまだありません。道庁の担当部局では、2月に国に対して候補地の情報提供をしているところですが、国において、北海道における海域の候補を明らかにするほどの段階にないと判断したと思われまます。

以上のように、今回の2案件は、将来の促進区域の指定を見越して環境アセスメント手続を開始したもので、そのあたりの事業者の考え方はQアンドAでも触れていますが、アセスメント手続を今後継続しても、促進区域の指定によってはこの計画どおりにいかないということもあり得ます。

なお、再エネ海域利用法では、環境アセスメントをどのタイミングで実施するかについての特段の定めはございません。

再エネ海域利用法の説明は以上です。

それでは、本題の（仮称）檜山エリア洋上風力発電事業計画段階環境配慮書の説明に移ります。

お手元には青色の図書を2部に分けて配っております。

本配慮書につきましては、8月29日付で受理し、本審議会に8月30日付で諮問させていただいております。知事意見については、事業者から11月26日を期限として求められております。縦覧期間は8月30日から9月30日までで、一般意見の募集も9月30日までとなっております。

この2冊のうち、1冊が本編で、もう1冊は拡大した図面をまとめたものとなっております。

まず、本編のほうの図書を用い、配慮書の内容についてご説明いたします。

事業者は、電源開発株式会社となります。

4ページをごらんください。

本事業の事業実施想定区域は、図に赤色の線で示されているとおり、渡島半島の日本海側で、北はせたな町から南は上ノ国町までの沿岸となっており、事業実施想定区域が3万9,000ヘクタールでありまして、そのうち、風力発電機設置想定区域は約3万4,000ヘクタールとなっております。

なお、二つのエリアがあるのですが、この違いについてです。

風力発電機設置想定区域とは、沿岸の配慮が必要な区域や漁港区域を除外し、実際に風車を建てる可能性のある区域となります。一方で、事業実施想定区域とは、後に出てきますけれども、ケーブルの陸揚げ等を考慮し、風力発電機を設置しない場合であっても沿岸にまで接して区域を設定しているものです。

6ページ、7ページをごらんください。

これは、陸上の代表的な地点から事業実施想定区域の方向を撮影したものです。海の上に設置されるわけで、今のところは何もありませんけれども、こういうふうに見えるということなのです。

8ページ以降は、事業実施想定区域と風力発電機設置想定区域の拡大図です。

沿岸部の一部を風力発電機設置区域から除外しているということがよくわかると思います。

14ページをごらんください。

図の2-2-3に洋上風力発電所の関連設備が図示されていますが、これはあくまでも一般的なイメージとして捉えていただければと思います。

なお、本配慮書では、変電施設の設置場所や海底ケーブルの陸揚げ地点などは未定となっております。

発電機については、この下の表から次のページにかけて書いてありますが、単機出力は9,500キロワットから1万2,000キロワットを想定しております。従来、陸上に設置されるものよりは相当大型のものとなっております。

基礎構造につきましては、着底式を基本とするが、水深の深いエリアでは浮体式も含めて検討するということです。

着底式、浮体式の図が15ページの下の方に出ております。

16ページをごらんください。

16ページの2.2.5のところですが、発電所の出力は最大で72万2,000キロワット程度とし、2.2.6で、風力発電機の基数は、単機出力を9,500キロワットとした場合で最大76機を想定しているとのことです。また、2.2.7のところですが、工事期間はおおむね5年程度を予定しているとのことです。

その下の2.2.8のところですが、複数案の設定についてです。

風力発電機設置想定区域は、可能性がある範囲を広く包含するように設置されていますが、今後の手続において、環境影響などを考慮して区域を見直すなどし、環境影響の回避、低減を図る予定であることから、国の技術ガイドに示されている位置、規模の複数案とみ

なすことができるという考えがここで述べられており、複数案を比較するようなやり方はとっておりません。

次に、事業実施区域の検討を経緯について、19ページの図2.2-6をごらんください。

ここで示された事業実施想定検討海域は、電源開発株式会社の子会社が既に運営もしくは建設を進めている風力発電施設に近接する地域であり、この地域で事業をすることによって効率的な運営管理が可能として設定されたものです。

この検討海域から、20ページに示します風況、それから、21ページに示します自然公園などの法令等の制限を受ける区域を勘案し、さらに、22ページになりますが、地元自治体や漁業協同組合との協議を踏まえ、漁業者の了解を得られる区域を事業実施想定区域として設定したとのことです。

なお、このエリアの北側の島牧村、南側の松前町との境界は、両町村への環境影響を考慮し、両町村にも確認の上、1キロメートルの離隔距離を確保しているということです。

また、も風力発電機設置想定区域は、事業実施想定区域から港湾区域及び漁港を除外し、さらに、23ページにあるように、住居及び学校、病院、福祉施設等から500メートルの区域も除外したエリアになっております。

24ページをごらんください。

この事業実施想定区域の周辺に既設の6事業、建設中の2事業、計画中の3事業の風力発電事業があることを示しております。

事業計画の概要は以上です。

次に、事業実施想定区域及びその周辺の概況についてご説明いたします。

30ページをごらんください。

先ほども出てきましたけれども、これは年平均風速を示しているものです。

事業実施想定区域は6.5メートル毎秒以上であり、北側と南側の一部は8.5メートルから9.0メートルの区域もあることがわかります。このように、風況に恵まれた地域ということです。

60ページをごらんください。

ここでは海底地形を示しております。

等深線が入っておりますが、これからもわかるとおり、海岸から沖に向けて急激に水深が深くなっていることがわかります。次に事業の説明があります石狩湾とは対照的な地形です。

63ページ、64ページをごらんください。

両ページは、事業実施区域に隣接した陸地部分の重要な地形を示しています。特に、64ページに示されているとおり、この沿岸には、海食崖や河岸海域性段丘など、特徴的な地形が多く見られます。

少し飛びまして、109ページをごらんください。

植物の重要な生息地、重要な自然環境のまとまりの場として、事業実施想定区域の陸側に黄色で示されている部分がありますが、このように昆布場が分布しております。

114ページをごらんください。

重要な自然環境のまとまりの場をそれぞれ表示しておりますが、せたな町の沿岸には狩場茂津多道立自然公園があり、海域の指定もあり、事業実施区域と一部重複しております。

117ページをごらんください。

自然環境の重要なまとまりの場として、生物多様性の観点から重要度の高い海域を示した図面です。

凡例を見ていただきたいのですが、丸点で示した沿岸域における生物多様性の観点から重要度の高い区域として、茂津多岬周辺、それから少し下がって尾花岬周辺が指定されています。それから、沖合海域においては、沖合表層海域として、日本海津軽海峡周辺海域、沖合海域としては渡島半島西部が、両方とも斜線なのですが、重なって網目状になっておりますが、一部、事業実施想定区域に重複します。

次に、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果です。

223ページをごらんください。

これは、よく見ます計画段階配慮事項の選定の一覧表です。

工事の実施の欄について、通常、配慮書段階では、工事計画が未定として、ここでは選定しないことが多いのですが、今回の事業では、動物のところの海域に生息する動物に○注3とあります。これは、モノパイル式の構造を採用する場合は、くい打ちの打設音により、周辺海域に生息する動物に影響が生じるおそれがあることが想定されるので、選定したとのことです。

291ページをごらんください。

これは、評価結果のまとめについてです。

表4. 4-1では、風車の影や動植物、景観など、個別の環境要素ごとに影響を受ける可能性があるとして評価するとそれぞれ示されております。その上で本文において、評価結果を踏まえ、今後の事業実施想定区域の絞り込みや事業計画における配置計画などの配慮を行うことにより、重大な環境影響は回避または低減されるものと考えられるとまとめられております。

以上、配慮書の説明となります。

続きまして、配慮書の内容について、事務局から事業者に対して1次質問を行い、回答をいただいておりますので、特に重要と思われる幾つかについて、かいつまんで説明します。

資料は1-1になります。

質問番号1-2です。

この配慮書のインターネットでの公表が縦覧期間中のみで、かつ、印刷、ダウンロードができないことから、利便性向上のため、継続した公表や印刷などができる状態にすべき

ことについて事業者の見解を求めました。これに対して、事業内容に変更が生じた場合、住民等に誤解を与える、期間を超えて縦覧することは必ずしも配慮書の目的に資するものではない等を理由に、現状以上の対応は行わないとのことでした。

環境影響評価図書へのアクセシビリティについては、前回審議会の答申案の審議の際にも話題となり、答申案では従来よりも踏み込んだ書きぶりとしているところですが、環境アセスメントの精神にもかかわる点なので、2次質問で、改めて、環境省の環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方にも照らし、事業者の考え方をさらに確認したいと思います。

次に、質問番号1-4です。

①で関係市町村等との合意形成のあり方について聞いていますが、回答にもあるように、配慮書公表前に関係自治体で地元説明会を開催し、今後も地域住民との相互理解の促進に努めるという事業者の考え方が示されています。

続きまして、事業の目的、内容に関する質問です。

2ページをごらんください。

一番下の質問番号2の11です。

図書でいうと17ページの部分に該当しますが、地元漁業者との協議内容を聞いています。檜山漁協に対して調査を行うことや漁協単有の共同漁業権区域を事業実施想定区域に含めることについては既に同意を得ているとのことでした。

4ページをごらんください。

次に、質問番号2-21です。

図書では、18ページです。ほかの洋上風力発電事業の事例を参考に、環境保全上、留意が必要な場所から500メートルの離隔距離を確保したというような記述があります。それに対して、500メートルの離隔距離の確保は陸上の事業ではよく用いられる考えですが、従来よりも遥かに大型の風車が設置される計画なので、果たしてこの距離で適切かどうかについての見解を求めました。これに対して、500メートルは最低限の目安として設定したもので、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で住居等からの離隔距離の確保に努めるとのことです。

このようなことから、風車配置が明らかになる方法書以降の段階で改めて確認したいと思います。

続きまして、第4章の計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果についての質問になります。

6ページをごらんください。

質問番号4-2です。

本文では、223ページです。国の検討会で示された「洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する報告書」では水環境に関する評価項目として選定すべきこととして、流向、流速、水中音が示されていますが、この表の選定区分にはそれらが含



まれていないことから事業者の見解を求めました。これに対して、水中音については、先ほども触れましたとおり、パイルの打設音による動物への影響が考えられるので、動物の項目で扱うことにしたとして入れていないとのこと。それから、流向、流速については、現在のところ、知見が十分ではないということから、引き続き、情報収集に努め、必要に応じて評価項目として設定するとのこと。

次に、質問番号4-4です。

図書では、244ページです。施設の稼働による超低周波音を計画段階配慮事項として選定していません。その理由として、超低周波音による健康被害についての明らかな知見が得られていない、寒冷地では一般的に機密性の高い家屋なので、影響が少ないということが挙げられていますが、既存のものに比べて大型の風車であり、家屋の構造についても一概にそうだとは言えないため、適切な考え方と言えるかどうかについて見解を求めました。これに対して、風車の大型化に伴う問題についてはメーカーからの情報収集に努めるとともに、今後の現地確認を踏まえ、必要に応じて対応するとのこと。

次に、質問番号4-11です。

図書では、226ページの表で、景観について重大な影響がないとする基準を圧迫感を感じるレベルではないとしていますが、圧迫感を感じないレベルでも景観的に大きな影響がある場合があり、基準としては適当とは言えないのではないかと質問をしました。これに対して、負の影響を与える段階を圧迫感を感じるという解釈で、圧迫感を余り受けない上限である角度を基準としましたとのこと。

しかし、景観への影響は、風車との位置関係によっては、圧迫を感じる角度以下でも問題となる場合も考えられるため、2次質問で改めて事業者の見解を確認したいと思います。

次に、質問番号4-20です。

図書では、261ページです。鳥類の海岸の生息環境の予測結果の中に渡りなどの移動時期に影響を受ける旨が記載されていますが、渡りに限らず、繁殖や越冬に海岸を利用する種もいるため、渡りや採餌のために事業実施想定区域の上空を利用するというほうが適切ではないかと質問をしました。これに対して、方法書以降において記載を改めるとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上です。

なお、2次質問に向けましては、この後、電子メールで委員の皆様にご依頼させていただきたいと考えております。お忙しいところを大変恐縮ですが、10月8日までにご質問をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○玉田委員 今回の檜山の前に説明のあった再エネ海域利用法の関係で質問が幾つかあります。

まず、基本方針をいつ、どういうふうこれから策定されるのか、そのスケジュールについてです。それから、促進区域は、今のところ、北海道はないということですが、今後、北海道で幾つか出てくる可能性があるようなニュアンスで説明がありました。区域が指定された場合、そのエリア内で今後事業をやるというものが当然出てくると思うのですが、そのときのアセスのしる手続や我々はどのような意見が言えるのかなど、その辺のもうちょっと詳しい話を聞かせていただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） 　いつ発表されたかははっきり覚えていないのですが、基本方針については既に発表されております。大変恐縮ですが、よろしければ検索してください。すぐに出てくると思います。（注：令和元年5月17日閣議決定）

それから、促進区域が北海道においてどのように設定されるかはまだわかりません。地域の要望をいろいろと聞きながら、関係者と協議し、環境上の問題などについてもいろいろと検討しながら国に情報を提供します。また、選定のしる手続についてはあくまでも国で進めることとなります。道庁で候補地を検討するに当たっては関係部局との情報のやりとりの中で我々としても必要なことについて伝えていきます。

また、国においては省庁間協議もあります。環境省では、さまざまな情報に基づき、意見を述べるということになります。

次に、アセスメント手続についてです。

先ほど申しましたように、この法律では、アセスメントとの関係性については特に示していません。ですから、この審議会としては、促進地域に関係なく、出されてきた案件について通常どおり審査することになるかと思ひます。

○玉田委員 　わかりました。

促進区域の指定は国で行うけれども、道としても意見を国に対して言うチャンスがあるということですね。そして、それについても何らかの形で我々に提示してもらえりるチャンスがあるということですね。

○事務局（武田主幹） 　この審議会でもむかどうかは……。

○玉田委員 　情報提供だけでもいいのです。

○事務局（武田主幹） 　どのような情報提供ができるかはわかりませんが、可能なものであれば皆様にお知らせすることは考えたいと思ひます。

○玉田委員 　わかりました。

なぜ質問したかというところ、風力発電に関しては今までもさんざん議論してきましたが、やはり、促進していかなければいけないという国の政策があるわけですね。しかし、環境について駄目だよと言えりる根拠法令が非常に少ないということがありまひすし、海についても、環境の問題の視点から考えると、どうなのかなと思ひるところがたくさんあるのです。

このように根拠を持って駄目だよと言えりるものがない中、道庁としてどのような姿勢でこれから臨むのか、また、道が国に対して意見を出す際には、そういうことを踏まえながら我々としても意見を言っていかなければいけないということになると思ひるので、道庁のスタ

ンスを我々にもきちんと明示していただきたいですし、それに逆らわないような意見を出していかなければいけないのかなと思うので、その辺の情報提供をしてほしいということです。

○山下会長 今回の関係で一つ質問です。

協議会が設置されるようですけれども、この協議会には道は参加するのでしょうか。それから、もし参加するとなると、どの部局が参加するのかは決まっているのかどうかを教えてください。

○事務局（武田主幹） 道も参加します。ただ、どのような形で参加するかなど、詳しいことはまだ示されていません。

ただ、それに先立って、道庁内では、環境も含め、関係する部局で庁内連絡会をつくって対応するという事は決まっております。

○山下会長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんか。

○隅田委員 質問ですけれども、今後、促進区域を指定された場合、例えば、この檜山エリアがそれに指定されたとします。そうすると、この表によれば、公募によって決めることになるわけですが、これはどうなるのかというか、もしかしたら別のところに行くかもしれないということですか。

○事務局（武田主幹） そのとおりです。

ほかの事業者になるかもしれないですし、そもそも、区域が設定されるか、あるいは、この事業者の計画のとおり区域の設定になるかもまだわかりません。

○隅田委員 占用を許可するというのはどういう意味ですか。

例えば、事業実施想定区域がありますけれども、そのエリアはその事業主だけしか使ってはいけないという意味なのですか。

○事務局（武田主幹） まさにそういう考えです。

一般海域なので、本来ならば、さまざまな人が入ってこられるわけですがけれども、この法律の制定の背景としては、有望な海域に風車が乱立することを防ぐという考えもありまして、独占的に占有の許可を与えるという考えで整理されています。

○隅田委員 わかりました。

○山下会長 ほかにございませんか。

○三谷委員 例えば、洋上に風車をつくったとしても、沖合ではメンテナンスがすごく大変だと思うのです。洋上ではなく、陸上だと、その後のアセスというか、モニタリングについては、私たちが余り介入できないというか、事業者によるみたいなことをいつも言われているような気がするのですけれども、洋上に関してもそんな感じで、つくるときだけは環境のアセスメントをするけれども、その後に関しては何も言えないのですか。

○事務局（武田主幹） アセス制度としては同じになります。環境影響が予想され、その予測に不確実性が大きいものは事業者が事後のモニタリングを行うことは同じように求め

ることができますが、法律上、どのように位置づけるかについては、陸上も洋上も、現在のところ、変わるところはありません。

○三谷委員 特に、沿岸や沖合についてですけれども、例えば、海棲哺乳類でいうと、一番影響を与えられるのがネズミイルカという種です。もともと、水産資源ではないので、誰もちゃんとモニタリングをしていないのです。これについて、何回かだけのモニタリングをもってここにはいませんというだけで環境影響評価が進んでいってしまうことにすごく懸念を抱きます。

ここでは、協議は、国土交通大臣、農林水産大臣、環境大臣となっていて、それぞれの海域についてはその事業者がやりなさいということだと思っておりますけれども、みんなが同じようなモニタリング手法を持ってやらないと、アセスメントができないと思うのです。でも、それについても、結局、事業者が1年や2年の、それこそ、1回や2回のモニタリングだけで評価することになってしまうのですよね。

○事務局（武田主幹） 基本的には、そのようになりますけれども、委員のおっしゃるとおり、洋上の案件についてはまだ十分な評価手法が確立していないので、審議の中で事業者に対し、科学的根拠を持って、こういうことを明らかにしなさいと言っていくことはできるかと思えます。

○三谷委員 また、陸上の風車より大きなものをつくるということだったのですけれども、海外も含め、ほかの海域において、これぐらいのスケールのを既にやっているということはわかっていますか。

○事務局（武田主幹） 特に、ヨーロッパの北海周辺では大規模な事業が幾つもあって、環境省でその視察に基づいて調査報告書を出しています。また、国内では、本州のほうでは実証実験も含めて先行例があって、幾つかの報告書がまとめられていますので、それを参考にすることができます。

○三谷委員 福島沖でやっていると思うのですけれども、あれは1台や2台ですよね。こんなにいっぱいやっているときの総合的評価はちゃんとやっていないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（武田主幹） 十分な数と言ったらおかしいですが、手続き中のものも多いところです。ただ、青森沖などでは相当ふえてきてます。今後我々が審査するに当たっては、そのようなものを参考とすることは可能かと思えます。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 耐久性の関係でもちょっと気になっていたもので、質問します。

建ったことでどういう影響があるかというよりは、風に対してどのぐらいの強度を考えているのかを先に聞いておくことはできるのではないのかなと思いました。

というのは、きょう示されたものには平均の風力みたいなものは出ているのですが、この地域に今も住んでいるわけですからけれども、かなり風の強い地域で、歴史的に見ても明治維新のときに開陽丸が座礁したのもこのエリアであって、風が強いということは事前に

わかっていることです。かつ、今も台風がいろいろな影響を与えていますが、台風によって今まで想定していないような強い風が吹くこともあります。

そうした一時的な強風に対し、洋上のものについてはどのくらいの耐久性を考えていて、強風が吹いたときに本当に大丈夫なのかということはどう考えているのかは前もって問いただしておいてもいいのかなというふうに感じました。

○事務局（武田主幹） わかりました。では、その点については事業者に質問したいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○高橋委員 項目に入る前に、単純なことで済みませんが、教えてもらいたいことがあります。

洋上風力の環境影響評価の基本的な考え方の報告書は読み切っていないので、細かいことはわからないのですけれども、先ほど、配慮書の段階では、工事实施に伴う項目というのは一般的に対象としないとのことでした。それは、工事の内容等が煮詰まっていないということだと思うのですけれども、今計画されている洋上風力はかなり大きなものばかりですよ。こういった大きなものは、全てを洋上で工事に進むとは到底思えないのです。当然、組み立てを初め、これだけ広い範囲になるわけですから、変電施設、送電線もありますよね。そういったことが詰められていないにしても絶対に必要な項目なのではないかと思うのですけれども、それらについてはこの段階では影響を評価する必要がまだないということよろしいのですか。

○事務局（武田主幹） まだ具体的に評価できるほどの材料がないということで、この段階では入れていません。

ちなみに、QアンドAとはしていませんが、事業者には考え方を確認はしています。洋上の場合、どこか拠点となる港で組み立てて運ぶ、あるいは、洋上にプラットフォームをつくるなどで、陸上の改変はほとんどないのではないかとこのようなことを伺っております。

○高橋委員 変電施設は絶対に必要になってくるのではないかと思うのですが、その辺についてはどのような考え方なのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 変電施設は陸上につくる場合もありますけれども、洋上風力のアセスメントの範囲として、陸上に電源を引くケーブルまでが範疇とされています。

○高橋委員 わかりました。それは知らなかったので、申しわけございません。

ただ、今のことについて、仮に工事計画を立てた段階で大きな改変が考えられたときには、方法書なり何なりのところ対象として扱うことはありうるのでしょうか。

○事務局（武田主幹） もちろん、事業に伴う資材の輸送や工事に伴う騒音が陸上に及ぶ場合は評価の対象となります。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 今の質問に関連したことです。

かなり長い距離で、ほとんど全ての沿岸ということになっていますが、送電所の場所、

それから、送電線の位置、港の規模等から、ほぼこの辺というのは実は大体決まっているのではないかなと思うのですが、どうなのですか。

○事務局（武田主幹） それについては、事業者の計画熟度が高まってから定まるものなので、今のところはまだわかりません。

○河野委員 毎回、配慮書のときはもやもやするのですけれども、かなり広い範囲をとっておられますよね。でも、実は、周辺環境から、この辺だというのはわかるのではないのですか。そうすると、もう少し絞った環境影響評価ができるような気がするのですが、どうなのでしょう。

○事務局（武田主幹） それは、事業者の計画がどこまで詰まっているかによりますので、今は何とも答えられないところです。

○河野委員 わかりました。

もう一点です。

先ほど流れのデータがないという話ありましたが、沿岸の流れのデータは、多分、ないと思います。沖合であれば、そんなにたくさんではないのですが、水試で定期的にとっておられるのですが、この範囲から沖合です。

そこで質問ですけれども、前の石狩洋上のときはそうだったのですが、事前と事後に流れをはかっていたかというふうなことをお願いしたことがあったと思うのです。そういうことはどの段階で質問したりお願いしたりできるのでしょうか。配慮書のときはまだということでもいいのですか。

○事務局（武田主幹） 配置や規模がある程度見えてくるような方法書段階で、例えば、準備書に向けてこのような調査が必要ではないかという質問を出すのが適当かなと思います。

○河野委員 流れをはかるにしても、長期間にわたっての流れのデータは必要になってくると思いますので、前もってのほうがいいと思います。

○山下会長 一つ質問させてください。

QアンドAの4ページの質問番号2-22のあたりですが、累積的影響に関する質問です。

これは、主に景観を念頭に置いて累積的影響について質問されているかと思うのですけれども、配慮書の25ページの図を見ますと、事業実施想定区域の陸上のほうに幾つか固まって何か所か風力発電があるわけです。恐らく、事業実施区域が確定しないとどうしようもないのかなと思うのですけれども、累積的影響一般について求めるのも方法書以降となるのでしょうか。

○事務局（武田主幹） この場所に風力発電機を設置するため、近くの風力発電施設との累積的影響が生じるというような議論が必要かなと思いますので、具体的には方法書以降になろうかと思います。

○山下会長 わかりました。

ほかにございませんか。

○高橋委員 QアンドAについて教えていただきたいのですが、6ページの質問番号4-3についてです。

健康影響を示す明確な知見がないということですが、影響がないとする理由を教えてくださいという質問に対し、回答には同じことが書いてあるだけなのですか、これで回答ということによろしいのですか。

○事務局(武田主幹) これについては、環境省が以前に出した報告書からは時間も随分たっていますし、風車の大きさも変わってきていますが、そこら辺を考慮するとどうなりますかというようなことは改めて確認したいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○三谷委員 この地域は、すごく急峻というか、傾斜があるところですが、本当に沖の100メートルのほうまでやると考えているのか、それとも、もうちょっと浅いところに固めると考えているのかです。

また、先ほどの質問もそうですが、この長い海岸の中にどれぐらい点在させるのかによって、ケーブルを何本引くかも変わってきますよね。また、メンテナンスや何かの調査をするにしても、船でメンテナンスをしに行かなければならなくなると思うのです。

どこまで私たちが言えるのかはわからないですが、では、ケーブルをどれぐらいの範囲で置くのでしょうか。というのは、ケーブルは沿岸まで伸ばさなければいけないですが、藻場などがあって、そこを昆布の漁場として使っているところは避けなければいけないわけですよね。ですから、河野委員も言っていたように、ここでやりますというものが決まっているのではないかと思うのです。

ですから、固めるのか、それとも、まばらにするのかがわからないと、こちらとしても何とも言いようがないなと思ったのですが、そのあたりは聞けるのですか。

○事務局(武田主幹) まず、深さについてです。

基本的には着底式を考えているということなので、50メートルよりも浅いところになるかと思っています。ただ、それ以上の深さのことについては事業者ではまだ検討中ということなんです。

次に、陸揚げ地点のことについてです。

配慮書を作成する時点で既に藻場などの確認等を行っていますけれども、実際につくるとなったらどのような考えで配慮をしていくのかについては質問することは可能ですので、2次質問で取り入れたいと思います。

○三谷委員 もちろん、船がよく航行するところも外すのですよね。

○事務局(武田主幹) はい。

○山下会長 ほかにございませんか。

○秋山委員 先ほどの陸域の施設の件についてです。

陸域の部分についてはアセスの対象にはならないというようなお話でした。でも、景観

を考えた場合でも影響が出てくる可能性は少なからずあるのかなと考えたとき、審議会としてそれを対象としなくていいのかが疑問ですが、どうなのでしょう。

○事務局（武田主幹） ちょっと難しい問題だと思います。

あくまでも、審議会は、環境影響上の問題を取り扱い、その環境影響上の問題というのはアセスメントの対象となるということが基本となります。特に問題となるような例があれば、事業者はその内容を確認することはできるかと思います。

○秋山委員 どういう規模のものがいいのかは私にも余りわからないのですが、どういった規模のものがどういうところに建て、数がどれぐらいかで評価の大分違ってくるのかなというようなイメージを持ちましたので、そのところもこれから見ていければなと思います。

○山下会長 ほかにございませんか、

○玉田委員 どうコメントしていいのかわからず、困っていたのですがけれども、檜山の洋上風力のことが新聞にばんと出て、一番問題になるだろうなと思って警戒していたのはやはり景観の問題です。

ただ、景観の問題というのは、一番よりどころにできる法令がなく、かつ、人の主観が入ることですし、こんなものはないほうがいいよねと思う人が圧倒的に多いと思うのです。でも、それだけではだめよと言えないのが現実問題なのだろうと思います。

檜山は確かに風が強い地域で、資源のない国・日本の中で、風と地熱というのは、唯一、資源大国として誇れるものなので、風を利用しないという手はないと思うのです。かといって、この景観を潰してしまっていていいのかという問題が一方であると思います。

今、景観の問題でよりどころにできるのが自然公園の関係だと思うのですが、残念ながら、ここには国立公園や国定公園がなく、都道府県の範疇である道立自然公園があるだけです。しかも、図書の209ページに割と細かく載っていますように、守るべきところは幾つか指定されているのですが、海に向かっては広くとれていない、沿岸の一部しかとれていないというのがエリアリングの問題で、これより外側に関しては、公園法上、法令上、物を建てても何も言えないのが現実だと思います。

ただし、この外側に建てて景観が守れるかということ、中だけを守っていて景観が守れるかということ、そういうことではないのです。では、どうするのかということ、今度は地元の市町村からこの景観を守るためにここにつくってくれるなという意見を出していくしか逃げなくていい道がないのかなと思います。

今、配慮書の段階でこれだけ広いエリアをとっているのは、先ほど河野委員や三谷委員が言われたとおり、事業者としてはここをエリアリングしているよねという話で、多分、そうかもしれませんが、逆に、幾つか候補がある中で絞り込みをしているところですから、ここが大事だ、法的には弱いけれども、ここは守らなければいけないのだということはこちら側から何らかの形で明示していく必要もあるのかなとっていて、これからどう声を上げていくかということだと思っております。



この審議会では言わなければいけないことは、最終的に意見書を出すときに、環境に対して配慮しなければいけない、だから、地元市町村と十分協議をしてくださいということで、今そこまでしか言えないのですけれども、そういうことを念頭に物事を進めてもらいたいと思います。それから、QアンドAで問いただせることは少ないと思うのですが、そういう視点でこれから質問をしていかなければいけないと思います。

○小峰主査（環境評価） ご指摘をありがとうございます。

今の関連のQアンドAは、10ページの質問番号4-43にありますので、ごらんください。

質問としましては、全ての主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性があり、特に垂直見込み角が8度以上ある地点が16地点あることから、主要な眺望点からの眺望に配慮した位置、配置とするとともに、地域との合意形成を図るように検討願いますというものです。

これに対して、事業者からは、主要な眺望点からの景観に配慮した位置、配置を検討する、説明会の実施など、地域との合意形成に向けた取り組みを継続していきますという回答がありました。

ということで、質問としては取り上げているのですけれども、玉田委員がおっしゃられたようなことも含め、2次質問でさらに事業者見解を伺っていけばよろしいのかなと思うのですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○玉田委員 ありがとうございます。

今の指摘もそうですし、配慮書の292ページの最後の評価結果もそうで、評価結果では圧迫感を感じる等の影響が生じる可能性があるという評価ということで、事業者側もいろいろな意味で景観はかなり注意しているのかなと思いますから、ここは景観が要注意なところなのですよという声を上げていけば、これから細かいエリアを決めていく中で、守り切れるかどうかはわかりませんが、かなり重要な案件であるとわかってもらえると思いますので、事業者にもぜひそのように認識していただけるように声を上げていってください。

○事務局（武田主幹） ありがとうございます。今後の質問や答申案の検討などに十分反映していきたいと思います。

○山下会長 ほかにご意見はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、ご質問等がほかにありましたら、戻っても構わないと思うのですけれども、二つ目の議事に移ります。

議事（2）は、本日1回目の審議となります（仮称）北海道石狩湾沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要の説明、1次質問とその従業者回答の報告をお願いします。

○小峰主査（環境評価） ちょっと時間が押していますので、早口になるかもしれませんが

けれども、よろしくお願ひいたします。

まず、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明させていただきます。

本配慮書は、事業者であるコスモエコパワー株式会社から8月28日に送付がありまして、翌日の8月29日から9月30日までの1カ月間、道や関係市などの庁舎で縦覧されるとともに、事業者のウェブページで公表されています。また、審議会への諮問は8月30日付でさせていただいております、知事意見の提出期限は11月22日となっております。

次に、事業概要について説明させていただきますので、お手元にあります図書をごらんください。

4ページをごらんください。

発電所の出力になりますけれども、風力発電機最大125基による最大100万キロワットに及ぶ非常に大規模な風力発電所を洋上に設置する計画となっております。事業実施想定区域につきましては、5ページでごらんいただけますように、石狩湾内の石狩市と小樽市の沿岸の海域に設定され、面積は約23万ヘクタールとなっております。

区域の周辺には石狩市、小樽市、札幌市の市街地があるほか、写真にありますような海水浴場、日本海を眺める眺望点などが数多く分布しております。

次に、少し飛んで19ページをごらんください。

風力発電機の配置エリアの選定についてですが、フローに記載のありますとおり、風速年平均6.5メートル毎秒程度以上の石狩市、小樽市の沿岸の風力発電機の設置が可能とされる水深200メートル以浅の範囲で、自然公園区域や航路、海岸線から1キロメートルの範囲などを除いて設定されています。

1枚めくっていただいて、21ページをごらんください。

事業実施想定区域と風力発電機配置エリアからは除くとされている自然公園区域などの分布情報が掲載されています。

もう1枚めくっていただいて、22ページをごらんください。

風力発電機のタイプ別の設置可能水深などによる配置エリアのゾーン区分が掲載されています。

図のA B C Dは、水深50メートル以浅で、着床式の風力発電機の設置が想定されるゾーン、その中でもCは沖合のゾーンになります。E F G Hは、水深50メートルから200メートルで、浮体式の風力発電機の設置が想定され、いずれも沖合のゾーンとなっております。

後段の予測、評価のところでのこの複数のゾーン区分ごとの影響の比較も行われておりますので、後ほど概要を説明したいと思います。

次に、1枚めくっていただき、25ページをごらんください。

風力発電機の概要ですが、定格出力は1基当たり8,000キロワットから1万2,000キロワット程度、ローター直径は最大で220メートル程度、海水面からの高さは最

大で245メートル程度になる大型の風車が設置される計画となっております。

次に、大きく飛んで、95ページをごらんください。

事業実施想定区域の周辺には、鳥獣保護区に加え、オオセグロカモメなどの海鳥の繁殖地が多く分布しております。また、事業実施想定区域の北側の一部はウミガラスなどの希少な海鳥の繁殖地となっている天売島が分布する重要な海域として、マリーンIBAに選定された区域と重なっております。

次に、3枚めくっていただいて、101ページをごらんください。

上の図では、事業実施想定区域の一部が薄だいたい色の線で示された海ワシ類の渡り経路と重なっております。また、下の図では、事業実施想定区域の沿岸部の一部がEADASの注意喚起メッシュA3、B、Cと重なっており、バードストライクとの関連性が高い重要種や鳥類の集団飛来地が分布する可能性があります。

次に、少し飛んで、133ページをごらんください。

事業実施想定区域の沿岸部には、海域の生物の重要な生育地であるワカメ場などの藻場の分布情報が確認されております。

次に、1枚めくっていただき、135ページをごらんください。

事業実施想定区域やその周辺の海域では、ネズミイルカなどの海棲哺乳類、魚類、底生動物といった海域生物の重要な種の生息情報などが確認されております。

次に、大きく飛びまして、294ページをごらんください。

計画段階配慮事項の選定に関してですけれども、基本的に、発電所アセス省令の参考項目に基づいて選定がされています。水深50メートルまでの着床式の場合と水深50メートルから200メートルまでの浮体式の場合に分け、294ページと295ページに掲載されております。

両者を比較しますと、海域の動物、植物について、着床式では選定されていますが、浮体式では選定されていません。また、国が示している洋上風力アセスに関する基本的考え方では、流向、流速や水中音についても選定することとされておりますけれども、本配慮書では、着床式、浮体式のいずれでも選定されておられません。

次に、少し飛んで、318ページをごらんください。

騒音及び超低周波音の影響の予測結果ですけれども、表に記載のとおり、沿岸域のA、B、Dのゾーンでは、風力発電機設置想定範囲から2キロメートルまでのところに学校、福祉施設、住居等が分布してしまして、影響が生じる可能性があるとしてされております。

次に、大きく飛んで、357ページをごらんください。

海域の動物への影響予測の結果、上の表に記載のとおり、基礎構造の種類による影響を比較しますと、改変面積が大きい重力式の影響が最も大きいとされています。

また、下の表に記載がありますけれども、海棲哺乳類については、付近を通過する可能性はあるが、生息環境の改変は想定されない、あるいは、水深50メートル以深に生息する底生動物について、生息環境の改変はほとんど想定されないなどとされています。

次に、3枚めくっていただき、362ページをごらんください。

海域の植物への影響予測の結果ですけれども、表に記載のとおり、潮間帯植物や藻場について、生育環境の一部が変化する可能性がある、水深20メートル以深に生育環境の分布はないなどとされております。

次に、5枚ほどめくっていただき、372ページをごらんください。

景観への影響の予測の結果ですが、上の表に記載のとおり、主要な眺望点からの垂直見込み角は、おたるドリームビーチの12.8度が最大となりまして、ゾーン区分ごとの影響の比較については、下の表に記載のとおり、沿岸域のA、B、Dのゾーンでは垂直見込み角の最大値が10度を超え、影響があるとされています。

事業概要の説明は以上とさせていただきます。

ここからは、1次質問とその事業者回答の説明に移ります。

資料2-1をごらんください。

資料2-2については、時間の関係で説明を割愛させていただきます。後ほどごらんいただければと思います。

資料2-1について、主なものを抜粋して説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。

質問番号1-3です。

インターネットでの公表は縦覧期間のみで、印刷等はできないとされていることについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法定期間終了後も継続して公表しておく必要があることを指摘しました。これに対して、ダウンロード保存や印刷についてはデータの改ざんなどを防ぐ目的で制限している、公表期間については法定の縦覧期間等が設けられているので、期間終了後に継続して公表する予定はないとのことでした。

なお、次の方法書の段階で配慮書の記載内容との比較検討や整合性の確認等ができるように印刷可能な状態にすることや法定期間終了後も継続して公表しておくこと必要があると考えますので、それに対する事業者の見解を2次質問で求めたいと思っております。

次に、1枚めくっていただいて、3ページをごらんください。

質問番号2-13です。

風力発電機の設置検討位置について、石狩市のゾーニング計画の環境保全エリアを参考にしているとされているが、環境保全エリアの沿岸の範囲が除外されていないことから、どのように参考としたのかを尋ねています。

ここで補足ですけれども、石狩市のゾーニング計画については図書の257ページに載っておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

257ページの図のピンク色の範囲が環境保全エリアとなっております。海岸線から大体5キロメートルぐらいまでの沿岸が環境保全エリアの範囲に入っています。

ここで、図書の24ページの図をごらんください。

海岸線から1キロメートルほどまでは風力発電機の設置範囲からは除かれておりますが、それより離れたところは風力発電機の設置範囲から除外されていません。

ここで資料2-1にお戻りください。

3ページをごらんください。

質問番号2-13ですが、先ほどの質問に対して、ゾーニング計画の環境保全エリアの条件のうち、国定公園、航路などを除外して設定した、なお、設置範囲に含まれる漁業権設定区域について、今後、漁業関係者と協議するなどして、方法書段階で具体的に検討するとのことでした。

この事業者回答では、ゾーニング計画の環境保全エリアの条件の一部だけを参考とした理由が不明ですので、2次質問で確認したいと思っております。

次に、同じ3ページの一番下の質問番号2-19です。

漁業関係者との協議について、事業計画の検討に当たってあらかじめ行う必要があったのではないかという指摘をしております。これに対して、記載のある漁協に対して、縦覧開始前に当案件の検討状況や配慮書縦覧手続の説明を行ったとのことでした。

事業者回答では、漁業関係者からどんな意見があったのか、それをどのように計画検討に反映したのかなどの協議の状況が不明ですので、2次質問で確認したいと思っております。

次に、2枚めくっていただき、6ページをごらんください。

質問番号3-31です。

ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、オヒキコウモリについてバットストライクの情報がある、特にオヒキコウモリは高いところを飛び、採餌のため、海上を飛んでいる事例があるとの専門家意見についてどのように配慮するのかを尋ねました。これに対して、海域における生息情報が乏しいため、専門家の助言を仰ぎながら適切な調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討するとのことでした。

専門家意見で特に留意されているオヒキコウモリについて、後段の予測、評価のところには全く記載がなく、予測、評価の対象とする必要があると考えますので、それに対する事業者の見解を2次質問で求めたいと思います。

7ページをごらんください。

質問番号4-2です。

計画段階配慮事項に選定されていない水中音について、国が示した洋上風力アセスに関する基本的考え方に従い、選定すべきことを指摘しました。これに対して、施設の稼働による水中音の影響の程度に関する予測、評価の統一的な手法がなく、設置位置などに大きく左右されることから配慮書段階では選定しない、今後、最新の知見や先進事例を収集して方法書以降で評価項目として選定することを検討するとのことでした。

次に、1枚めくっていただき、9ページをごらんください。

質問番号4-18です。

空域を利用する重要な種への影響の予測について、生息環境が海岸、海域ではない鳥類やコウモリ類は、区域上空を飛翔する可能性は低いとされていますが、生息環境が海岸に接して分布している場合もあり、海上を飛翔する可能性も考えられることを指摘しました。これに対して、風力発電機設置範囲は岸から1キロメートルの離隔距離をとることから、海岸、海域以外のものが飛翔する可能性は低いと考えるとのことでした。

次に、1枚めくっていただき、10ページをごらんください。

質問番号4-25です。

海域の動物への影響の評価のうち、魚類について、移動能力が高く、類似した環境が広く連続して分布していることから、影響を回避、低減できる可能性が高いと評価するとされているが、予測結果に記載のとおり、生息環境の一部が変化し得る可能性があるのではないかと指摘をいたしました。これに対して、魚類のうち、岩礁帯やその他の砂底、砂泥域を広く利用する種については、移動能力が高く、類似した環境が広く連続して分布していることから、影響を回避、低減できる可能性がある旨の記載とするとのことでした。

なお、現地調査前の現段階では、当該海域で類似した環境が広く連続して分布していると断言はできないと考えますので、それに対する事業者の見解を2次質問で求めたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきますが、委員の皆様には、この後、2次質問の依頼をさせていただきたいと思っております。追加の質問などございましたら、お忙しいところ、期間が短くて恐縮ですけれども、1件目の審議案件と同様、1週間後の10月8日の火曜日までに事務局へお寄せいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見を願います。

○河野委員 魚類の産卵場、それから、稚魚、仔魚の生育場についての調査結果は図書にありますか。調べていますか。

これは聞くのを忘れたのですが、先ほどの檜山の案件でも同様です。もしなかったら質問をお願いしたいと思います。

○小峰主査（環境評価） 図書の128ページをごらんください。

海域の生物相ということで、この表の中に魚卵、稚仔等の確認種数や主な確認種名が載っております。それ以上詳しい情報となりますと、巻末の資料になりますが、459ページに確認種の一覧が載っているのみでございます。

○河野委員 分布図はないということですね。

○小峰主査（環境評価） その通りです。これ以上の情報はありません。

○河野委員 これは、先ほどの檜山の案件についても同様です。私が見た限りはありませんでした。

重要魚種についてはお送りしますので、産卵場、稚魚、仔魚の生育場についての分布に

ついて質問してください。

特に、スケトウダラは日本海では漁業をもうしなくなったのですが、以前は重要魚でした。最近、ニシンもとれ始めています。その分布をちょっと岸のほうなのかもしれませんが、少なくとも、スケトウダラは結構沖のほうまで出ますので、重複している可能性は高いと思います。

○小峰主査（環境評価） 事務局の1次質問では取り上げておりませんでしたので、2次質問で取り上げさせていただきたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○三谷委員 魚については周りに似たような海域があるのではという話でした。これは、事業区域の外側になってしまうのですけれども、北側は等深線が混んでいないのですが、西の中のほうは等深線が混み合っているのです。ここで海棲哺乳類の調査をしていますと、入り組んでいるようなところにオットセイがいっぱいいるのです。

ですから、この区域の中はそうかもしれないけれども、隣接する環境が違っていると、そこにしみ出してくるものも違いますし、餌を食べに行き、帰ってくるものもいると思いますので、ちゃんと調査をしていただきたいなと思います。

また、先ほど玉田委員が言っていたように、風速が平均何メートルだからということ随分言っているのですけれども、風速が高過ぎたらとまるわけです。ですから、風力発電がちゃんとできるような風速が、一体、1年のうち何日あって、それが適正だからというような言い方をしてもらわないといけなくて、平均だけでここがよいか悪いかというのは余りよくないのではないかと思います。これは檜山の案件でもちゃんと教えてほしいなと思います。

もう一つ、ここにできるものがどれぐらいの高さのものなのかです。景観については、陸からの景観ばかり言っていますけれども、そこで働く漁師の人がここにあつたらどれぐらいの高さのものと見えるかということもあると思います。200メートルというと、60階建てぐらいですか。サンシャイン60ぐらいのものが海の上にどーんと建っているわけですよね。そんな高いビルが北海道にはほとんどない中で、水の上にどんどん建っていくということをちゃんとわかるように説明をしていらっしゃるかどうかはちょっと気になっています。

また、そこに建つと、ブレードの範囲内なのか、半径内なのか、漁船などが立ち入り禁止になるのですか。普通に建っているだけで、ほかに何も影響がないのか、それとも、建ったらその周りには入らないでくださいねということになるのか、また、夜は、衝突防止のため、光をつけるのかなど、いろいろなことがかかわってくるので、もうちょっと細かく、どれだけ変わってくるのか、光が来るといっても海の生物にとっては違ってきますので、そこら辺もちゃんと書いていただければなと思います。

○小峰主査（環境評価） たくさんのご指摘をありがとうございます。5点ぐらいありましたが、いずれも1次質問で取り上げていないものですので、2次質問で取り上げ、事業

者の見解を求めたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○奈良委員 高さ、大きさに関して、景観のことについてです。

25ページに大きさが書いてあるのですが、さっぽろテレビ塔の高さが147メートルです。そうすると、ハブの高さとちょっとぐらいがテレビ塔の高さで、それよりも高い位置でローターが回るわけです。

この高さのものだと、一基一基の間隔は1キロメートル程度ということでしたね。そうすると、10キロメートル掛ける10キロメートルで100基となりますね。そういう範囲となりますから、このどこに建ったとしても、どこからも必ず見えるようになると思います。

ということは、この沿岸から見た景色が明らかに変わるので、とても大変なことだと懸念します。

○小峰主査（環境評価） 貴重なご意見をありがとうございます。

QアンドAでは、11ページの質問番号4-36の景観に関する質問がありまして、この中の括弧書きのところで、広い範囲に水平に風車が配置されることが予想され、遮蔽物がない洋上において、離隔距離の確保以外にどのような保全措置が可能でしょうかと聞いています。これに対して、フォトモンタージュを作成した段階で地元自治体への聞き取りを行うなど、影響の有無、程度を評価し、保全措置が必要と判断された場合には、累積的影響を踏まえた上で風車の配置、位置の変更が想定されますとのことですが、さらに突っ込んだ内容の2次質問で聞いてみたいと思いますので、ただいまのご意見を活用させていただきたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○三谷委員 今の景観のことに関してです。

やはり、陸地からのフォトモンタージュだけではなく、漁業者や漁協などに話に行くときに、あなたの定置網のところからはこう見えますよというものをぜひつくっていただきたいなと思います。

○小峰主査（環境評価） 今のご意見は、海上のポイントからのものも含めてフォトモンタージュを作成するという事で理解してよろしいでしょうか。

○三谷委員 はい。

○小峰主査（環境評価） それも含めた2次質問とさせていただきたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 10ページの事業者回答に対し、事務局でご存じかはわかりませんが、お聞きしたいと思います。

岩礁域やその他の砂底を広く利用する種については、移動能力が高いことに加え、類似した環境が広く連続して分布して云々というところは、同じ環境だから、別のところに動けばそれでいいよという意味で理解していいのですか。



○小峰主査（環境評価） 事務局としてもそのような事業者見解と理解しているところです。しかし、本当に連続した環境があるのかどうかは現段階ではわかりませんし、そこにどういふ海域の生物が生息しているかによっても、改変の影響の可能性もあるかもしれないと考えておりました……。

○河野委員 長くなるので、文章にしてお送りいたします。

○小峰主査（環境評価） ありがとうございます。

○山下会長 ほかにございませんか。

○高橋委員 このように、先行して石狩湾新港の洋上風力のほうが評価書段階まで来ているので、累積的影響の評価について、向こうの進みぐあいの兼ね合いはあるかと思いますが、その辺を考慮してやっていただきたいなと考えます。

○小峰主査（環境評価） 具体的なポイントを示した上で累積的影響の評価を求める質問は1次質問にはありませんでしたので、今のご意見を取り入れた2次質問を考えたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 先ほどからの三谷委員や奈良委員から景観の問題が出されました。恐らく、漁業者の方に対しては協議の場が何らかの形であると思うのですが、21ページの図に出ている石狩湾海域協定航路は、多分、フェリーやタンカーなど、一般の船が通るところですよね。タンカーは乗組員に限られると思うのですが、フェリーだと一般の人が乗る可能性があるわけで、そういう人たちが景観をどう考えるかという問題が出てくるのかなと思います。

そこで、景観をどう守るのかといったとき、重要になりそうなのがやはり国立公園で、ここにあるのはニセコ積丹小樽海岸国定公園と北側にある暑寒別天売焼尻国定公園で、この景観をどう守るかです。もちろん、石狩湾のそれ以外の浜辺の風景をどう守るかももちろん大事なことです。現状としてそこを守れる法律がないわけです。でも、国立公園、国定公園、自然公園を守るためにどうしようかという議論は多分できると思うので、そういうことに配慮しながら考えてほしいですし、そういうことを念頭に置き、景観を守ってほしいというような質問をしていただければと思います。そうすると、こういう国立公園があるのだからこういう景観を守ってくださいという答申が出せると思います。

○小峰主査（環境評価） 配慮書では、海上の航路について、主要な眺望点として選定しているのですが、予測、評価の記載がないところです。QアンドAでは触れられているところはあるのですが、今のご意見を生かしたもうちょっと突っ込んだ2次質問をしたいと思います。

○山下会長 ほかにご質問はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、議事の二つ目を終了いたします。

これをもって、本日の議事は全て終了です。

なお、追加のご質問やご意見がありましたら、事務局までお知らせください。  
事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いします。

#### 4. 閉 会

○事務局（武田主幹） 皆様、本日は、2事業について、長時間審議いただき、まことにありがとうございました。

次回の審議会についてですが、皆様には、当初、11月1日ということでご案内を差し上げていましたが、出席人数が足りなかったため、急遽、皆様のご都合を確認させていただきました。そうしましたところ、11月5日のほうがよろしいということで、11月5日火曜日14時から、同じ場所で開催することとしたいと思っております。

詳細が決まりましたらご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

○山下会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上